

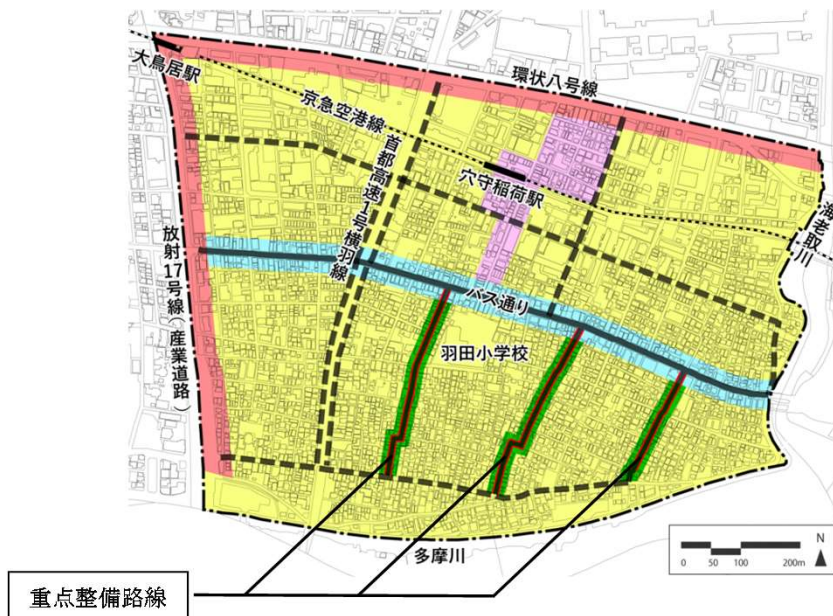
## 地区計画で定める「計画道路中心」について

下記の重点整備路線沿道の敷地で建築物の建築等する場合、地区計画により「壁面の位置の制限」及び「壁面後退区域における工作物の設置制限」が定められています。

制限の範囲は、「計画道路中心」から3mとなります。

※建築基準法の道路中心と異なる場合があります。

「計画道路中心」の位置については、用地課にて確認できますので、事前にお問合せ下さい。



また、大田区では災害時の延焼防止、避難路の確保に重要な役割を果たす重点整備路線（計画幅員6m）の拡幅整備を進めています。

道路拡幅整備については、用地課までお問合せ下さい。

問合せ先

地区計画の制限内容について

大田区まちづくり推進部建築審査課建築指導担当

電話 03-5744-1387

計画道路中心の位置及び

道路拡幅整備・道路用地買取り等について（重点整備路線）

大田区まちづくり推進部用地課用地担当

電話 03-5744-1767